

今治明德短期大学GPA（成績評定平均値）に関する取り扱い規程

（目的・運用）

- 第1条 この規程は、今治明德短期大学（以下「本学」という）におけるGPA（成績評定平均値）を算定する制度を定め、適切な学習指導に資することを目的とする。
- 2 GPAは、成績優秀者に対する学長賞等の表彰及び成績不振者に対する指導、退学勧告に用いるものとする。なお、退学勧告の基準は、学期GPA 1.20以下とする。

（定義）

- 第2条 この規程において「GPA」とは、各授業の5段階の成績評価に対応した評点（以下、「GP」）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。
- 2 平成27年度以前の入学生については、各授業の4段階の成績評価に対応したのものとする。

（対象授業科目）

- 第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階の成績評価によって成績を受けた授業科目であり、本学において開講される全ての科目とする。ただし、入学前に修得したものは対象外とする。

（GP）

- 第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを付与する。

成績評価	秀	優	良	可	不可・評価外
GP	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00

（GPAの種類と計算方法）

- 第5条 GPAは、学期ごとのGPA（以下「学期GPA」）と入学期から当該期までのGPA（以下「累積GPA」）の2種類とする。
- 2 学期GPA及び累積GPAの計算は、次の各号に定めるところによるものとし、計算値は、小数点第3位を四捨五入して表記する。
- (1) 学期GPA
$$\frac{\text{（当該期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数）の合計}}{\text{当該期の総履修登録単位数}}$$
- (2) 累積GPA
$$\frac{\text{（各学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数）の総和}}{\text{総履修登録単位数}}$$

（再履修等におけるGPAの取り扱い）

- 第6条 不合格科目を再履修した場合、それぞれの再履修前の不合格評価については、累積GPAには算入しない。ただし、学期GPAには算入する。

（学期GPA及び通算GPAの管理）

- 第7条 学期GPA及び累積GPAに関わる評価及び管理は、教務課において行う。

（改廃）

- 第8条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行うものとする。

附則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。